

公募型プロポーザル方式実施公告

牧之原市の業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うため、下記のとおり公告する。

令和6年8月1日

牧之原市長 杉本 基久雄

記



契約番号	第6-518号
業務名	令和6年度 榛原地域義務教育学校建築設計業務等委託
履行期間	契約日から令和8年12月25日(金)まで
説明書に関する問合せ先 (必要書類提出先)	榛原地域義務教育学校建築設計業務等選定委員会事務局 (牧之原市教育文化部学校再編推進室) 住所：静岡県牧之原市相良 275 番地 牧之原市役所相良庁舎3階 TEL：0548-53-2640 FAX：0548-53-2657 メールアドレス：g-saihen@city.makinohara.lg.jp
業務概要	学校施設の基本設計・実施設計、造成設計(付替道路の予備設計を含む)、既存施設の解体設計
参加表明書の提出	令和6年8月1日(木)から令和6年8月23日(金)まで 持参または郵送(書留または特定記録郵便)
公告日	令和6年8月1日(木)
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度 榛原地域義務教育学校建築設計業務等委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。) ○令和6年度 榛原地域義務教育学校建築設計業務等委託特記仕様書(以下「特記仕様書」という。) ○令和6年度 榛原地域義務教育学校建築設計業務等委託公募型プロポーザル様式集 ○牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画 ○榛原中学校施設台帳
資料配布方法	牧之原市ホームページからダウンロード
資料配布	令和6年8月1日(木)から
応募者の資格要件	<p>本公募に参加しようとする応募者は、代表企業、構成企業及び協力企業のすべてが「牧之原市入札参加資格」を有する者とする。また、応募者は次に掲げるすべての資格要件を満たしていなければならない。応募者がグループの場合は、代表企業、構成企業及び協力企業のすべてが次に掲げる(ウ)～(ケ)の資格要件を満たし、かつ、グループ全体として次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア)平成21年度以降(過去15年間)に学校教育法に規定する学校(幼稚園を除く)において、延床面積6,000㎡以上の校舎を元請として新築設計した実績を有すること。</p> <p>(イ)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること。 海外から参加する場合には、参加表明書の提出期限までに、建築士法の一級建築士事務所の登録を受けていること。</p>

<p style="text-align: center;">応 募 者 の 資 格 要 件</p>	<p>(ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。</p> <p>(エ) 牧之原市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 17 年 10 月 11 日告示第 89 号）に基づく指名停止の措置を告示時点で受けていないこと。</p> <p>(オ) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年静岡県管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと。</p> <p>(キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く）</p> <p>(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号及び牧之原市暴力団排除条例（平成 24 年牧之原市条例第 18 条）に該当しないこと。</p> <p>(ケ) 直近 2 年間の国税（所得税又は法人税）・地方税（法人市民税）を滞納していないこと。</p> <p>(コ) 本業務において、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門）・技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規定第 3 条第 1 号口の認定を受けた者を適正に配置できること。</p> <p>(サ) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格取得後 5 年以上の建築設計の実務経験を有し、かつ、日本語での業務に支障がない管理技術者を配置し得ること。ただし、管理技術者は、設計担当主任技術者を兼ねることができない。</p> <p>(シ) 日本語での業務に支障がない設計担当主任技術者を配置し得ること。ただし、設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者であること。</p> <p>(ス) 協力企業（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし、主たる業務部分を再委託等するものでないこと。）を予定する場合にあっては、当該協力企業が、本公募の他の応募者でないこと。</p> <p>(セ) 企画提案書等の提案書類（以下「提案書類」という。）に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、学校と地域との関わりや市の意向を理解し、責任持って業務を遂行できる者であること。契約相手として選定された場合は、契約締結後、提案書類に記載した技術者を確実に本業務に配置させなければならない。</p> <p>(ソ) 事務遂行能力を有すること。</p>	
<p>入 札 条 件 等</p>	<p>低入札調査価格： 有・<input type="checkbox"/>無</p>	<p>前 払 金： <input type="checkbox"/>有・無</p>
	<p>契 約 保 証 金： <input type="checkbox"/>有・無</p>	<p>部 分 払： <input type="checkbox"/>有・無</p>
<p>そ の 他</p>	<p>その他詳細は、実施要領及び特記仕様書等による。</p>	